

平成 21 年 8 月 4 日  
内 閣 官 房

## 「再就職状況の公表」について

1 「再就職状況の公表」については、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定。以下「大綱」という。）に基づき、毎年 1 回公表することとされているところである。

今回、内閣官房において公表するのは、平成 20 年 8 月 16 日から同年 12 月 30 日までの間に内閣官房の課長・企画官相当職以上で退職した職員に係る平成 20 年 12 月 30 日までの再就職（選挙によって公職に就いた場合を含む。）の状況であり、その結果は別表のとおりである。

2 各府省における再就職状況については、本日、各府省においてそれぞれ公表されているところであり、これらを総括した結果については、内閣官房及び総務省において公表されている。

3 なお、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）の昨年 12 月 31 日の施行に伴い、国家公務員法第 106 条の 25 第 2 項の規定に基づき、内閣は、毎年度、管理職職員（本省課長・企画官相当職以上）であった者の再就職状況を公表することとされているところであり、平成 20 年度分の再就職状況については、本日、内閣官房及び総務省において公表されている。

### 【連絡先】

内閣官房内閣総務官室 馬場、三杉

電話 03-5253-2111（内85113）

03-3581-4628（直通）

(別表)

平成 21 年 8 月 4 日  
内閣 官 房

平成20年8月16日から同年12月30日までの間に内閣官房の課長・企画官相当職以上で退職した職員の再就職状況は次のとおりです。

整理番号	氏名	退職時年齢	退職時官職	退職日	再就職先の名称及び業務内容	再就職先での役職	再就職日	再就職承認関係
1	小田 邦博	63	内閣情報調査室内閣衛星情報センター所長	20. 8. 31	日本生命保険相互会社	顧問	20. 9. 1	不要
2	二橋 正弘	66	内閣官房副長官	20. 9. 24	財団法人自治総合センター	理事長	20. 10. 10	不要
3	坂 篤郎	61	内閣官房副長官補	20. 9. 24	社団法人日本損害保険協会	副会長	20. 10. 16	不要

## ○公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）（抄）

### Ⅱ 新たな公務員制度の概要

#### 3 適正な再就職ルールの確立

##### （4）再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年 1 回、本府省の課長・企画官相当職以上（地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。）の離職者の離職後 2 年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年 1 回公表することとする。

## ○再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ（平成 14 年 3 月 29 日最終改正）

「中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）」及び「公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）」を踏まえ、再就職の公正性、透明性を確保するため、以下のとおり、再就職状況の公表を実施する。

### 1. 公表内容

各府省は、所属対象職員の再就職について、当該職員の氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、再就職日、再就職承認関係を公表する。

### 2. 対象職員

対象職員の範囲は、本府省の課長・企画官相当職以上の者及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の者とする。

### 3. 公表方法

各府省は、所属職員の再就職状況等を勘案し、毎年度 1 回、過去 1 年間における所属対象職員の再就職状況を公表するとともに、内閣官房及び総務省はこれを総括して公表する。

### 4. 施行期日

本申合せは、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。